

国際出願関係手数料表

平成28(2016)年10月1日以降

手数料の種類	要件	金額	納付方法			
国際出願手数料 A	国際出願の用紙の枚数が30枚まで	国際出願日が 2016年9月30日以前	¥151,300	特許印紙 電子現金納付可*2 予納利用可*3(例外あり*5) 口座振替可*4(例外あり*5)		
		国際出願日が 2016年10月1日以降	¥143,700			
	30枚を超える用紙1枚につき:	国際出願日が 2016年9月30日以前	¥1,700			
国際出願日が 2016年10月1日以降		¥1,600				
オンライン出願した場合におけるAからの減額	国際出願日が 2016年9月30日以前	¥34,100	特許印紙 電子現金納付可*2 予納利用可*3(例外あり*5) 口座振替可*4(例外あり*5)			
	国際出願日が 2016年10月1日以降	¥32,400				
送付手数料	日本国特許庁が国際調査を行う国際出願 1件につき:	¥10,000			特許印紙 電子現金納付可*2 予納利用可*3(例外あり*5) 口座振替可*4(例外あり*5)	
調査手数料 (JP)	日本国特許庁が国際調査を行う国際出願(日本語) 1件につき:	¥70,000				
	日本国特許庁が国際調査を行う国際出願(英語) 1件につき:	国際出願日が2016年4月1日以降				¥156,000
国際調査の追加手数料(JP)	日本国特許庁が国際調査を行う国際出願(日本語) 1件につき:	¥60,000 × (請求の範囲の発明の数-1)				特許印紙 電子現金納付可*2 予納利用可*3(例外あり*5) 口座振替可*4(例外あり*5)
	日本国特許庁が国際調査を行う国際出願(英語) 1件につき:	国際出願日が2016年4月1日以降		¥126,000 × (請求の範囲の発明の数-1)		
調査手数料(EP)	欧州特許庁が国際調査を行う国際出願 1件につき:	国際出願日が 2016年9月30日以前		¥233,900		
		国際出願日が 2016年10月1日以降		¥213,000		
調査手数料(SG)	シンガポール知的所有権庁が国際調査を行う国際出願 1件につき:	国際出願日が 2016年9月30日以前		¥186,300		
		国際出願日が 2016年10月1日以降	¥167,500			
予備審査手数料 (JP)	日本国特許庁が国際予備審査を行う国際出願(日本語) 1件につき:		¥26,000			
	日本国特許庁が国際予備審査を行う国際出願(英語) 1件につき:	納付日が2016年4月1日以降	¥58,000			
取扱手数料	国際予備審査請求 1件につき:	納付日が 2015年9月30日以前	¥22,800			
		納付日が 2016年10月1日以降	¥21,600			
予備審査の追加手数料(JP)	日本国特許庁が国際予備審査を行う国際出願(日本語) 1件につき:		¥15,000 × (請求の範囲の発明の数-1)			
	日本国特許庁が国際予備審査を行う国際出願(英語) 1件につき:	予備審査手数料の納付日が 2016年4月1日以降	¥34,000 × (請求の範囲の発明の数-1)			
文献の写しの請求に係る手数料 1件につき:			¥1,400	特許印紙 電子現金納付可*2		
書類の謄本又はファイル記録事項を記載した書面の交付に係る手数料 1件につき:			¥1,400			
優先権の書類の送付の請求に係る手数料 1件につき:			¥1,400			
国際出願に関する書類についての証明書の交付の請求に係る手数料 1件につき:			¥1,400			
先の調査の結果の送付請求に係る手数料 1件につき:			¥1,700			

出願にあたっては、送付手数料、国際出願手数料、調査手数料の3つの手数料が必要となります。調査手数料については、選択する国際調査機関により調査手数料の額が異なりますので、注意してください。

*1 この表において「国際出願日」とは、国際出願を受理した日を意味します(PCT規則14.1(c)、15.3、16.1(f))。

*2 手数料をインターネットバンキングを利用して電子納付する場合は、手続書面に納付番号を記載する必要があります。

*3 予納利用には、手続書面に申請人識別番号及び予納台帳番号を記載する必要があります(紙手続の場合は予納届出時の押印が必要です)。

*4 口座振替による納付はオンライン手続時のみ利用可能です。この場合、あらかじめ口座振替の届出(事前登録)を行い、手続をする際に振替番号を入力する必要があります。

*5 国際事務局が発行する電子証明書を利用したインターネット出願の場合は利用できません。